

《 新型コロナウイルス感染症における入院給付金の取り扱い変更について 》

1. 「みなし入院」による入院給付金のお支払い対象

2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下の重症化リスクの高い方に限り、入院給付金の対象となります。

《重症化リスクの高い方》

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症の治療薬の投与  
または、新型コロナウイルス感染症の罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊娠されている方

※みなし入院：新型コロナウイルス感染症と診断され、医療機関の事情によって臨時施設に入所もしくは自宅にて療養し、医師の治療を受けた場合は、病院等に入院したものとみなす取り扱い。

■2022年9月25日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方については、上記対象者に限らずお支払いの対象となります。

【参考】新型コロナウイルス感染症と診断された場合のお支払い

ケース		陽性判明日（診断された日）	
		9月25日まで	9月26日以降
入院された場合		○ お支払い対象	○ お支払い対象
臨時施設・自宅で療養された場合	重症化リスクの高い方	○ お支払い対象	○ お支払い対象
	上記以外の方	○ お支払い対象	× お支払い対象外

2. 取り扱い変更の背景等

入院給付金は、「医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払いしております。

2020年当時、新型コロナウイルス感染症に罹患された方について、病院または診療所への入院が必要であるにも関わらず、病床のひっ迫等の事情により入院することができない状況が発生した結果、医師等の管理下で臨時施設または自宅での療養が行われることとなりました。

臨時施設や自宅での療養は、「入院」には該当しないものの、感染症法上は入院勧告・措置の対象であることを踏まえ、加入者保護の観点からも「入院」と同等に取り扱う措置を開始いたしました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加する昨今の状況において、重症者の割合はこれまでと比べて低い水準であり、軽症・無症状の方の割合が高まっている状況にあります。さらに、今般、政府において、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、2022年9月26日以降、全国一律に『重症化リスクの高い方』に限定されることとなりました。

こうした状況を踏まえ、発生届の対象とならない方における入院の必要性や今般の政府の措置を総合的に考慮し、2022年9月26日以降の「みなし入院」による入院給付金の取り扱いを『1.「みなし入院」による入院給付金のお支払い対象』のとおりといたします。

### 3. 注意点

今後、政府の動向や法令の動向により、取り扱いをさらに変更する場合があります。その場合には、改めてお知らせいたします。

---

#### ■お問い合わせ先

**ハピネス共済会** (一般財団法人ハピネス共済会)

〒020-0821 盛岡市山王町10番6号 山王ハイツ

TEL. 019-652-3195・FAX. 019-654-7262

<https://www.happiness.or.jp>



---

**☎0120-41-3816**

受付時間 9:00～17:15 (土・日・祝日・年末年始等を除く)